

薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年規則第67号）第4条の規定に基づき及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年条例第40号）を実施するため、薩摩川内市未来政策部関係補助金等交付要綱（平成19年告示第98号）第2条に掲げる地域移定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市長は、地域の空家を利活用し移住又は定住者の居住のための住宅、事業に係る短期滞在を可能とする住宅に再生することにより移定住の促進及びそれによる地域の活性化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要領における空家とは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 申請日から起算して3年前から申請日までの間において継続して居住者がいない一戸建て住宅であって、現況では将来的に居住が見込まれないもの。
- (2) 申請日から起算して1年前から申請日までの間において宅地建物取引業者の管理にないもの。
- (3) 賃貸又は売買を目的として建築されたものでないもの。

(補助対象地域)

第4条 補助事業の交付対象となる空家は次の各号に定める地域に所在するものに限る。

- (1) 甑島区域（里町、上甑町、鹿島町、下甑町）
- (2) 東部区域（樋脇町、東郷町、入来町、祁答院町）
- (3) 川内地域において、次の11地区（平佐東地区、水引地区、峰山地区、滄浪地区、寄田地区、八幡地区、城上地区、陽成地区、吉川地区、湯田地区及び西方地区）とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 個人の建物所有者
- (2) 地区コミュニティ協議会
- (3) 自治会その他の住民自治組織
- (4) 地域の活性化に資する活動を行っている団体で市長が特に認めるもの。
- (5) 事業者（ただし、不動産事業者、宅建業者除く）

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する空家を実用上支障のない状態まで回復させ、移住又は定住者の居住を可能とする住宅に再生するための事業であって次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空家の改築又はリフォーム及び家財道具の処分。ただし、基準額50万円以上のものとする。
 - (2) 空家に係る家財道具の処分（改築又はリフォームを伴わないもの）。ただし、基準額3万円以上のものとする。
- 2 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。
- (1) 事業を行う建物及びその敷地は、個人においては自己所有に限るものとし、団体においては団体若しくは団体の構成員が所有しているもの又は建物所有者に建物の改修等の同意を得ているなど補助対象事業の実施に支障がないと認められるもの。
 - (2) 事業完了後は、事業完了日の翌日から起算して3年間は移住又は定住者向けの居住のための賃貸住宅（市移住体験住宅としての利活用でも可）として利用すること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
 - (3) 事業完了日の翌日から起算して3ヶ月を経過した日までに補助対象事業の空家に入居者がいない場合は、市移住体験住宅として契約を行う、物件紹介を行っている民間事業者と連携をする等の入居者の確保につながる事業を行うこと。
 - (4) 他の補助金の交付を受けていないもの。
 - (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないもの。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業のうち建物及び建物に付随するものに係る改築又はリフォーム若しくは家財道具の処分に係る経費とし、次の各号に掲げるものは除くものとする。

- (1) 家電製品、什器等の備品の購入経費及びその設置に係る経費
- (2) 調査設計費及び用地購入費
- (3) その他居住の用に供するために必要としない工事又は構造物等の設置に係る経費

（補助金の額等）

第8条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に薩摩川内市地域移住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業実施に必要な工事等の見積書（内訳の明細が付いたもの）の写し
- (3) 事業の実施箇所及びその事業内容の分かる図面、事業実施前後の写真等
- (4) 所有者、貸借契約等の権利関係を明らかにする書類の写し（自己所有でない場合は、所有者の確認書（様式第3号）を含む。）
- (5) 補助対象者が団体の場合、団体の法人登記事項証明書、規約、会則等

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定の通知)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、申請した事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ薩摩川内市地域移定住促進事業補助金事業計画変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 変更後の工事等の見積書（内訳の明細が付いたもの）の写し

(2) 変更箇所及びその変更内容の分かる図面、写真等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により変更承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金事業計画変更承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 事業計画の変更により補助対象経費が増額となっても、補助金の交付決定額は変更しないものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた申請者は、事業が完了した翌日から起算して20日が経過した日又は補助金の申請日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに薩摩川内市地域移定住促進事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書（内訳明細の付いたもの）の写し

(2) 工事等の箇所及び状況並びに建物全体の施工結果が分かる写真

(3) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を確定し、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第14条 前条の通知を受けた申請者は、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金請求書（様式第9号）により、当該補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による補助金の請求が適当と認めたときは、補助

金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めたとき。
- (2) 第4条第2項に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) 関係法令に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

(報告等)

第17条 申請者は、補助対象事業で整備した施設について、事業の完了した日の属する年度の翌年度から3年度間において、各年度の末日までに当該年度の活用状況を薩摩川内市地域移定住促進事業活用状況報告書(様式第10号)により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告内容に関して、報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

3 申請者は、前項に規定する報告を求められた場合は、速やかにその求めに応じなければならない。

(補助金の返還)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者に対し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 申請者が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めたとき。
- (2) 第4条第2項第2号の定める要件を満たさなくなったと認めるとき。ただし、申請者の責めによらない場合は除く。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 前項第2号に該当し返還を命ずる場合において、要件を満たさなくなった期間に応じて返還額を積算するときは、補助金交付額を36月で除した額に第12条に規定する通知の日から要件を満たさなくなったと認める日までの月数(端数は切り捨て)を36月から減じて積算される残月数に乗じて積算するものとする。

(効果の測定)

第19条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、補助対象事業で整備した賃貸住宅を利用した数によって測定するものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。